

令和2年度 甲種防火管理再講習 受講案内

消防法施行規則第2条の3に規定する講習を次のとおり実施します。

この講習の受講対象者は、特定防火対象物のうち収容人員300人以上の事業所における防火管理者で、防火管理新規講習又は防火管理再講習から、5年以内（※注1）に受講することとなっています。お手持ちの防火管理者の証を御確認のうえ、該当される方についてはこの機会に受講してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止や延期となる場合もありますのでご理解いただきますようお願いいたします。

1 日 時 令和2年9月25日（金） 10時00分～12時00分
（受付は、9時30分～10時00分）

2 場 所 たつの市揖保川町正條279番地1
たつの市揖保川総合支所4階ふれあいホール

3 講習時間 2時間

4 受講申込み

(1) 受付期間 令和2年8月11日（火）～8月28日（金）
（受付は、平日の8時30分～17時15分まで）

※ 受付期間内であっても50名になり次第、締め切らせていただきます。

(2) 受講資格 原則として、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、佐用町、
上郡町光都1丁目、2丁目、3丁目に在勤又は在住の方

(3) 受付場所

◎消防本部	予防課	TEL 0791-76-7120
◎相生消防署	総務予防課	TEL 0791-23-7119
◎たつの消防署	総務予防課	TEL 0791-64-3175
◎宍粟消防署	総務予防課	TEL 0790-62-8201
◎太子消防署	総務予防課	TEL 079-276-1191
◎佐用消防署	総務予防課	TEL 0790-82-3874

(4) 申込みに必要なもの

ア 受講申込書

イ 防火管理者の証

ウ 受講料 1,550円（テキスト代含む）

※申し込み後、受講者の都合によるキャンセルについては、受講料の返金できませんので、ご了承願います。

テキストは、講習日当日お渡しします。

※注1 防火管理者に定められた日の4年前までに講習（新規又は再講習）の課程を修了した防火管理者にあっては防火管理者に定められた日から1年以内に、それ以外の防火管理者にあっては最後に講習の課程を修了した日以後における最初の4月1日から5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。